



妊娠・出産

妊娠を望まれる方へ

不妊専門相談センターのご案内

不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について、専門家が相談をお受けします。

ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

電話 ☎077-548-9083
(月～金:9:00～16:00)

住所 滋賀医科大学附属病院
産婦人科外来内

面接相談 要 予約

メール相談 https://www.sumsog.jp/funin_mailform/

費用 相談は無料です。

不育症治療費助成制度

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

産婦人科で受けた不育症治療にかかる費用のうち、治療を特定するための検査費用および治療費で、医療保険外診療分の費用の一部を助成しています。

妊娠したら

妊娠の届出

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

窓口では、母子健康手帳の交付とともに、「妊婦健康診査受診券」も同時に受け取ることができます。また、保健師等による相談や子育て支援等の情報が得られます。

持ち物は、妊娠届出書、マイナンバーカード等本人確認ができるもの、委任状(ご本人以外が来所する場合のみ)、妊娠おたずね票(ご本人以外が来所する場合のみ)、印鑑、口座番号の分かるもの(妊婦相談でご案内する手続きに必要です)

※委任状、妊娠おたずね票は、高島市のホームページよりダウンロードできます。

※妊娠の診断を受けた医療機関で妊娠届出書の発行がない場合、届出時に()内のことを記入していただく必要があります。(氏名、年齢、職業、居住地、妊娠週数または月数、出産予定日、妊娠の診断を受けた医療機関名、所在地、医師名)その他詳細は、こども保健課にお問い合わせください。

| 母子健康手帳交付曜日 | 電話番号 |
|----------------------|---------------|
| 水・金曜日 9:00～16:00 予約制 | ☎0740-25-8110 |

※こども保健課では、妊娠中の健康などのご相談をお受けしています。お気軽にお越しください。

※上記の交付曜日にご都合が合わない場合や各支所での交付を希望の場合は、こども保健課までご連絡ください。



妊婦健康診査

お母さんと赤ちゃんの健康のために、定期的
に健康診査を受けましょう。詳しい内容は、こ
ども保健課までお問い合わせいただくか、高
島市のホームページをご覧ください。

妊婦歯科健康診査

妊娠中のお母さんと、生まれてくるお子さん
のために、妊娠中から歯科健康診査を受診し、
お口の健康を保ちましょう。詳しい内容は、こ
ども保健課までお問い合わせいただくか、高島市
のホームページをご覧ください。

母性健康管理指導事項連絡カード (働きながらお母さんになる方)

医師等から受けた指導事項の内容を事業主に
的確に伝えることができるようにするため、
「※母性健康管理指導事項連絡カード」が利用
できます。

※カードは、母子健康手帳に様式が記載され
ているので、それをコピーして使うことが
できます。

マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母
さんの健康を維持するためにもとても大切な
時期です。しかし、外見からは見分けがつかない
ため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙
が気になる」など妊婦さんにはさまざまな苦
労があります。

さらに、妊産婦さんが交通機関や職場、飲食店
等において身につけることで、周囲の方が妊産
婦さんへの配慮を示しやすくするものです。

妊娠中の方の集まり

- プレママプレパパサロン

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

これから、ママやパパになる方のために、沐
浴体験や、パパの妊婦体験などができるサ
ロンです。

助産師、保健師、先輩ママさんたちのお話が
聞けます。

- 子育てカフェ

問 たかしま結びと育ちの応援団
☎0740-28-7233

小物づくりなどしながら、妊娠中の方から
子育て中のどなたでも交流できる機会です。



妊娠・出産



室内で楽しもう！ひと工夫でおうち遊びをENJOY

① 折って吹いて「折り紙遊び」

折り紙を使った知育遊びは、子どもの集中力アップにもってこい。
はじめての折り紙遊びでおすすめなのが三角折りです。折り紙の
基本動作が入っているので、練習代わりにたくさん折ってみましょう。机
の上を立て、息を吹きかけたり、子どもたちは飛び散る様子に大興奮。



用意するもの ★折り紙

赤ちゃんが生まれたら

出生届を出そう

問 市民課または各支所
☎0740-25-8018

赤ちゃんが生まれたら、出生届を出しましょう。

届出期間 生まれた日から14日以内にお届けください。(14日目が土・日・祝の場合は翌開庁日)

届に必要なもの

1. 出生届書(医師または助産師の発行する出生証明書)
2. 母子健康手帳

児童手当

問 子育て政策課 ☎0740-25-8136

0歳から高校生年代の児童を養育している方に支給されます。出生日の翌日から15日以内に申請してください。

支給月額

| 支給対象 | 月額 | |
|----------|---------|---------|
| 0歳～3歳未満 | 15,000円 | 第3子以降 |
| 3歳～高校生年代 | 10,000円 | 30,000円 |

必要なもの

- 請求者名義の通帳
- 請求者の健康保険資格が確認できるもの
- 請求者、配偶者のマイナンバーがわかるもの

乳児おむつ等支給事業 「おむつおとどけみまもり便」

問 子育て政策課 ☎0740-25-8136

市内に住所を有する乳児(1歳未満)を養育する子育て世帯に、おむつ等育児用品を定期的に配達し、宅配員(たかPメイト)による子育ての悩み相談や情報提供を行います。

支給期間は、乳児の出生(転入)後、出生月(転入月)の翌月から1歳の誕生月までです。

※支給には申請が必要です。詳しくは子育て政策課へお問い合わせください。

出生体重2500g未満のとき

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

なるべく早く低出生体重児出生届を出しましょう。

※母子健康手帳別冊の最後のページに綴られています。

1か月児健康診査の受診券の交付

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

母子健康手帳の交付時に別冊とともに交付します。



「そろって本当？」 子育ての疑問 Q & A

Q おむつは早めにはずした方がいい？

A 子どもの様子を見ながら、あせらずに

脳とからだの発達が進むと自然とはずれていきます。大人の都合を押しつせず、子どもの様子を見ながら、あせらずに進めましょう。



産婦健診受診券の交付

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

出産後2週間から1か月頃に産婦健康診査受診時に利用できる受診券を2枚交付しています。(母子健康手帳別冊にあります)

詳しい内容は、こども保健課までお問い合わせいただくか高島市のホームページをご覧ください。

産後ケア事業

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

産後1年未満のお母さんと赤ちゃんが助産師による専門的なケアを受け、自宅で安心して育児ができるよう支援する事業です。詳しい内容は、こども保健課までお問い合わせいただくか高島市ホームページをご覧ください。

新生児訪問

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

保健師等が概ね生後1か月までの赤ちゃんがいるご家庭を訪問し、赤ちゃんの成長発達の確認と、お母さんの子育てに対する不安を軽減するお手伝いをします。

こんにちは赤ちゃん訪問

問 子育て政策課 ☎0740-25-8136

主任児童委員が概ね3か月の赤ちゃんがいるご家庭を訪問し子育て支援に関する情報提供を行います。

乳幼児健康診査

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

乳幼児の成長発達の大きな節目にあたる時期に、今津保健センター、安曇川保健センターで健診(相談)を実施しています(無料)。

健診の日時や持ち物など、詳しい内容は、冊子「たかしま健康だより」(支所等に設置)をご覧ください。

高島市のホームページでも健康だよりをダウンロードできます。

◆ 健診の内容

4か月児健診

身体計測・問診・内科診察、育児相談、ブックスタート

7か月児健康相談

身体計測、離乳食教室と同時に実施します。

10か月児健診

身体計測・問診・内科診察・歯科指導・栄養指導

1歳8か月児健診

身体計測・問診・(内科・歯科)診察・歯科指導、ブックスタート

2歳6か月児健診

身体計測・問診・(内科・歯科)診察・歯科指導・ささやき声検査(家で実施していただきます)、栄養指導

3歳6か月児健診

身体計測・問診・(内科・歯科)診察・歯科指導・尿検査・視力の屈折検査・視力測定



初めての絵本体験「ブックスタート」

問 今津図書館 ☎0740-22-3827

「ブックスタート」とは、赤ちゃんが成長していく上で欠かせない「心を動かす体験」と、「(周りの人から)自分は大切にされている」と感じる心を、絵本を使って育む活動です。高島市では1人の赤ちゃんに2回実施しています。

4か月児健診の会場で1回目を実施した後、1歳8か月児健診の会場で2回目を行っています。いずれもブックスタートのお話と絵本の読み聞かせを行い、ご家庭でも読めるよう絵本を1冊お持ち帰りいただきます。

妊娠・出産

予防接種について

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

赤ちゃんがお母さんからもらった免疫(病気に対する抵抗力)は、生後3か月くらいから自然に失われていきます。予防接種の必要性をよく理解し、お子さんの体調の良いときに受けましょう。実施医療機関については冊子「たかしま健康だより」をご覧ください。予防接種はすべて医療機関において予約が必要となります。

子育てアプリ「はぐっとナビたかしま(母子モ)」では予防接種を管理することができますので、ぜひご活用ください。



はぐっとナビたかしま
(母子モ)



室内で楽しもう! ひと工夫でうち遊びをENJOY

② マスキングテープ de 「うち遊び」

フローリングに丸や三角、四角などの図形をマスキングテープで作ります。図形の名前を言って、子どもに移動してもらいます。図形を線路に見立てて、電車や車を自由に並べてみたり、人形の玩具を歩かせたり、お気に入りの玩具の形を真似たりなど手軽に遊べます。



用意するもの

- ★マスキングテープ
- ★うちにあるおもちゃ

経済的支援制度

出産手当金

産前・産後休業期間（出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合は14週間前）～出産翌日以降8週間）の範囲で会社を休んだ期間を対象に支給されます。

支給額 賃金（標準報酬日額）の2/3に相当する額。

出産育児一時金

高島市国民健康保険に加入している方は高島市保険年金課まで。高島市国民健康保険以外の医療保険でも同じような制度がありますので、加入されている健康保険または勤務先までお問合せください。

妊婦のための支援給付金

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠や子育てに関する疑問や不安等を気軽に相談できる機会を設けています。また、出産や子育てにご活用いただける給付金を給付いたします。

※給付には申請が必要です。ご案内は、妊婦相談や新生児訪問時に行います。

未熟児養育医療

問 こども保健課 ☎0740-25-8110

身体の発育が未熟なまま生まれた乳児は、生後速やかに適切な処置を講じる必要があります。また、正常な新生児が有している機能を得るまで必要な医療を受ける必要があります。この制度は、指定養育医療機関で受けられる保険診療による入院医療費を助成するものです。（世帯の所得税等の課税状況に応じた一部自己負担があります。）

対象

高島市に住所があり、次のいずれかに該当する場合

- (1) 出生時の体重2,000 g 以下
- (2) 医師の診断により入院養育を必要と認めた場合

申請時期

出生届後に速やかに申請する。遅れると助成が受けられなくなる場合もあります。

助成対象

新生児が1歳になる誕生日の前日までです。保険診療による入院医療費（食事療養費を含む）でオムツ代は対象外です。



「そろって本当？」 子育ての疑問 Q & A

Q だっこばかりしていると抱きぐせがついて、手がかかる？

A だっこは大事なスキンシップ！

昔は「抱きぐせ」がつくと赤ちゃんがだっこを求めて泣くようになると言われていましたが、だっこは大事なスキンシップ！心の成長に必要なので、たくさんだっこしてあげてください。



在宅育児支援事業給付金

問 子育て政策課 ☎0740-25-8136

日中、家庭で育児する保護者に対し、給付金を支給します。

対象 1歳児または2歳児の未就園児

支給額 月額3万円(子ども1人あたり)

※教育・保育認定等を受けていないこと、育児休業給付金を受けていないことなどの要件に当てはまる方が対象です。

医療費助成制度

問 保険年金課 ☎0740-25-8137

●福祉医療費助成制度(乳幼児)

対象 小学校就学前児(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

●子ども医療費助成制度(高校生世代まで)

対象 小学校1年生から高校生世代(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)

内容

対象者の医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。

滋賀県内の医療機関等の窓口で受給券を提示いただくと医療費が無料になります。保護者に対する所得制限はありません。

県外の医療機関等で受診された場合は、一旦医療費をお支払いしていただく必要がありますが、申請により払い戻しを受けることができます。

育児休業給付金

問 ハローワーク高島 ☎0740-32-0047

一定の要件を満たした雇用保険の被保険者が原則、1歳未満の子の養育の為に育児休業を取得した場合に、支給される給付金です。事業主を通して、ハローワークで受給資格確認手続きを行う必要があります。

支給額 休業開始時賃金日額×支給日数×67%(50%)(限度額あり)

支給時期 育児休業開始日より原則2か月経過毎に支給申請を行い支給。

社会保険料の免除

問 大津年金事務所 ☎077-521-1126

健康保険の被保険者が育児休業または育児休業の制度に準ずる休業を取得する場合、最長で子が3歳に達するまでの期間、事業主が年金事務所に申し出ることにより、休業期間中の被保険者および事業主の健康保険料および厚生年金保険料が免除されます。なお、社会保険料の免除の申し出は、育児休業中にしなければ免除されませんのでご注意ください。

国民年金保険料の免除

問 保険年金課 ☎0740-25-8137

国民年金第1号被保険者の方は、出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月間)、届出により、国民年金保険料が免除されます。免除期間は、保険料納付済期間として老齢基礎年金の受給額の計算などに反映されます。

